

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給関係ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民局総務部総務担当（企画グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「非課税給付金」という。）の支給に係る記録を保存するために利用する	
記録項目	1 世帯構成員の氏名、2 世帯構成員の生年月日、3 世帯構成員の性別、4 世帯構成員の続柄、5 世帯構成員の住所、6 世帯に対する支給額、7 世帯構成員の令和3年度及び令和4年度の住民税に係る課税／非課税及び被扶養 8 世帯の申請の区分、9 世帯に係る支給（不支給）に係る経過、10 世帯の連絡先、11 世帯に係る申請・受給権者の代理人情報、12 世帯に係る振込口座情報、13 世帯に係るコンタクト履歴、14 申請に係る提出書類画像、15 申請に係る提出書類保管場所	
記録範囲	非課税給付金の基準日（令和3年12月10日及び令和4年6月1日）における本市の住民基本台帳に記録されている世帯主及びその世帯構成員並びにそれら以外の者で非課税給付金の支給の申請を本市に対し行った者	
記録情報の収集方法	申請者本人からの書面での申請、本市実施機関内部からのデータの收受、児童福祉施設等所在市区町村からのリスト提供、本市転入前市区町村からのデータの收受及び書面での照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530－8201 大阪府北区中之島1丁目3番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	－	